

令和6年4月25日

報道機関各位

いわき市税過誤納金還付（充当）通知書の二重送付について

令和6年4月発送のいわき市税過誤納金還付（充当）通知書において、一部の納税者に対して、同じ内容の還付通知書を二重で送付してしまいました。

ご迷惑をおかけしてしまった市民の皆様には深くお詫び申し上げます。

【通知書を二重に送付した件数及び金額】 27件、 263,174円

1 経 過

【ケース1】

4月23日、通知書を受け取った方から、「既に受取済みの還付金の通知書が再度届いた」との問い合わせがあり、調査したところ、4月1日付（受取期限5月1日）で発送した還付通知書と同じ内容で、4月18日付（受取期限5月20日）で再度還付通知書が送付されていたことが判明しました。

【ケース2】

同日、ケース1とは別の方から、「同じ日に2通の還付通知書が届いた」との問い合わせがあり、調査したところ、4月18日付（受取期限5月20日）で同じ内容の還付通知書が二重で送付されていたことが判明しました。

2 主な原因

【ケース1】

還付通知書の作成を委託している市の電算処理委託業者において、通常必要とする処理プログラムの設定を失念したため、本来送付すべきでなかった還付通知書が再度印刷・納品され、送付してしまったものです。

【ケース2】

還付通知書を印刷する際には、テスト印刷を行ったうえで本印刷を行っているところ、テスト印刷分も含めて市に納品され送付してしまったものです。

【共通】

還付通知書の作成については業者に委託していますが、今回、この誤りに業者が気付かずに還付通知書を作成・納品し、また、市も誤りに気付かずに送付してしまったものです。

3 現在及び今後の対応

- (1) 電話番号を把握できた方に対しては、今回の通知に誤りがあることをお詫びし、二重で還付を受けないよう依頼をするとともに、通知書の返還を依頼しています。
- (2) 電話番号を把握できない方に対しては、訪問してお詫びし、通知書の返還を依頼します。
- (3) 市の電算処理委託業者には再発防止を求めるとともに、市においても再発防止に向け、チェック体制の強化を図ります。

(事務担当)

税務課税制係

電話 0246-22-7422